

年末年始の業務案内

【役場本庁・出張所】

12/26(金) 仕事納め
12/27(土)～1/4(日) 閉庁
1/5(月) 仕事始め

【公民館・社会教育センター】

12/27(土)まで 通常どおり
12/28(日)～1/5(月) 休館
1/6(火)から 通常どおり

【さくら館・レイクアリーナ箱根】

12/28(日)まで 通常どおり
12/29(月)～1/3(土) 休館
1/4(日)から 通常どおり

【郷土資料館】

12/27(土)まで 通常どおり
12/28(日)～1/4(日) 休館
1/5(月)から 通常どおり

【やまなみ荘】

12/27(土)まで 通常どおり
12/28(日)～30(火) 入浴のみ可 (15時～18時)
12/31(水)～1/3(土) 休館
1/4(日)から 通常どおり

【弥坂湯】

12/31(水)まで 通常どおり
1/1(木) 定休
1/2(金)・3(土) 営業 (9時～17時)
1/4(日)から 通常どおり

【宮城野温泉会館】

12/30(火)まで 通常どおり
12/31(水) 入浴のみ可 (10時～21時)
1/1(木)～3(土) // (13時～21時)
1/4(日)～8(木) 休館

【ごみ・し尿収集】

種別	コース	収集最終日	収集開始日
燃せるごみ	月・水・金曜日	12/31(水)	1/5(月)
	火・木・土曜日	12/30(火)	1/6(火)
燃せないごみ(カン)	火曜日	12/30(火)	1/6(火)
	水曜日	12/31(水)	1/7(水)
	木曜日	12/25(木)	1/8(木)
	金曜日	12/26(金)	1/9(金)
燃せないごみ(カン以外)	第1・第3木曜日	12/25(木)※	1/15(木)
	第1・第3金曜日	12/26(金)※	1/16(金)
	第2・第4火曜日	12/23(火)	1/13(火)
	第2・第4水曜日	12/24(水)	1/14(水)
※は特別徴収	第2・第4木曜日	12/25(木)	1/8(木)
	第2・第4金曜日	12/26(金)	1/9(金)
資源ごみ・ペットボトル	第1・第3水曜日	12/17(水)	1/7(水)
	第2・第4水曜日	12/24(水)	1/14(水)
容器プラ	全地域	12/25(木)	1/8(水)
使用済み油	//	12/18(木)	1/15(木)
し尿くみ取り	//	12/26(金)	1/5(月)
環境センターの直接受け入れ	(☎83-6596)	12/31(水)	1/3(土)

※規定回数以外または従量制でのくみ取りを希望する場合は、(有)箱根清掃公社(☎87-6121)に早めに連絡してください。
※詳細は、平成26年度版ごみ収集カレンダーで確認してください。

【斎場(火葬場)】

○小田原市斎場 12/31(水)～1/3(土) 休業
○御殿場市小山町広域行政組合斎場・みしま聖苑・沼津市斎場 12/31(水)～1/2(金) 休業

町内の障がい者団体の紹介

「障害者週間」は障がい者福祉への理解と関心を深め、障がい者の社会参加を促進することを目指しています。

《町手をつなぐ育成会》(知的障がい児者の保護者および支援者の会)
障がいによる「不利益、不便、不都合の解消」と、障がい児者の人権を擁立し、「その人らしく暮らせる社会」を目指し活動しています。療育学習会、各種研修会、夏季レクリエーション、福祉啓発コンサートなどの開催、県西地域各種イベントへの参加および協力をしています。

☆ともしびショップ「ファースト」



障がい者が働くことを実感し、仲間や地域の方々のふれあいを通じて自立と社会参加の実現を目指す喫茶店で、同会が運営しています。(県社会福祉協議会認定)

障がい者が働くことを実感し、仲間や地域の方々のふれあいを通じて自立と社会参加の実現を目指す喫茶店で、同会が運営しています。(県社会福祉協議会認定)



障がい者が働くことを実感し、仲間や地域の方々のふれあいを通じて自立と社会参加の実現を目指す喫茶店で、同会が運営しています。(県社会福祉協議会認定)

町内の障がい者団体を紹介!

《町地域活動支援センター「やまばと」

場所 さくら館会議室、ともしびショップ「ファースト」
みんなのクリスマス会
日時 12月25日(木) 10時30分～14時
場所 さくら館

対象 町内在住で療育手帳を持っている小学生～高校生および町内の小学5・6年生
内容 風船玉入れ、ホットケーキ・カレーライス作りなど
照会先 いずれも町社会福祉協議会 ☎85-9000



第33回県西地区障害者文化事業
日時 12月13日(土) 9時30分～15時
場所 川東タウンセンターマロニエ3階ホール301集会室(小田原市中里273-6)
内容 作品展、手作り製品の販売、楽器演奏など
照会先 中井やまゆり園 ☎0465-81-0288

また、「特別任意加入制度」を利用し、65歳になっても受給資格期間を満たさない方が、70歳になるまでの期間に受給権を確保できる場合は、受給資格を満たすために加入期間を延長することが出来ます。ただし、特別任意加入は、年金額を増やす目的では利用できず、25年の受給資格期間を満たした時点で加入者ではありません。また、利用できるのは、昭和40年4月1日以前に生まれた方のみです。※老齢基礎年金の受給者、厚生年金・共済組合の加入者は、任意加入することができません。※満額以上の年金を受け取ることはできません。

障害者週間関連行事など

楽しい催しが企画されていますので、ぜひ参加してください。
心をつなぐコンサート&講演会
日時・内容 12月4日(木) 福祉講演会(13時～14時20分)・コンサート(歌・しらみみちよさん、アコーディオン・白井幹也さん。14時30分～15時30分)

※海外に転出または居住する場合は、国民年金を脱退、もしくは希望により任意加入することができます。任意加入する場合は、保険料の納付などを代行する協力者が必要です。また、任意加入中に納付した保険料は、年金額に反映されません。
照会先 保険年金課 ☎85-9564

障がい者とその家族が安心して地域生活を送れるよう、障がい者の福祉増進に努めています。アメニティセツトの加工や菓子化粧箱の組立などの軽作業の他、自主製品の制作、販売もしています。
照会先 町地域活動支援センター「やまばと」(さくら館1階) ☎82-11722

国民年金の任意加入制度を利用しましょう
老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金に25年以上加入し、保険料を納付している必要があります。(保険料免除期間などを含む)
60歳になっても受給資格期間

の25年を満たしていない方や、年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳になるまで、国民年金に任意加入し保険料を納めることができます。これを「任意加入制度」といいます。
また、「特別任意加入制度」を利用し、65歳になっても受給資格期間を満たさない方が、70歳になるまでの期間に受給権を確保できる場合は、受給資格を満たすために加入期間を延長することが出来ます。ただし、特別任意加入は、年金額を増やす目的では利用できず、25年の受給資格期間を満たした時点で加入者ではありません。また、利用できるのは、昭和40年4月1日以前に生まれた方のみです。※老齢基礎年金の受給者、厚生年金・共済組合の加入者は、任意加入することができません。※満額以上の年金を受け取ることはできません。

交通安全ポスターコンクールの入賞者決定!

第2回交通安全ポスターコンクールが、町内の小・中学生を対象に行われ、審査の結果、次のとおり入賞者が決定しました。(敬称略)入賞作品は、交通安全啓発活動のPRに活用します。

照会先 総務防災課 ☎85-9561

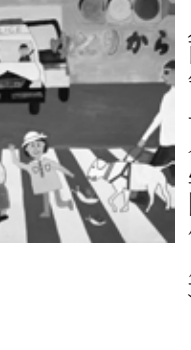
最優秀賞 箱根町交通安全都市推進協議会長賞(箱根町長賞)
◎鈴木真奈(箱根中3年)



特別賞 小田原交通安全協会会長賞
◎三宅麻喜(仙石原小6年)



特別賞 小田原警察署署長賞
◎細川モモ(函嶺百合学園小4年)



優秀賞 渡邊礼留(仙石原小6年)



◎酒寄楓果(箱根中3年)